

5 有害化学物質等

ダイオキシン類に係る環境基準

表 5-1 環境基準

媒 体	基 準 値	適 用 範 囲	達 成 期 間
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所は適用しない	・達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ・現に達成されている地域又は水域にあっては、その維持に努めること。 ・土壌に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水 質	1 pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水について適用する	
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する	
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他、外部から適切に区別されている施設に係る土壌は適用しない	

備考 1:基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジリンの毒性に換算した値とする。

2:大気および水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

ダイオキシン類に係る大気排出基準

表 5-2 大気排出基準

特定施設の種類の種類		新設施設基準	既設施設基準
鉄 鋼 業 焼 結 施 設		0.1	1
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	5
亜 鉛 回 収 施 設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉	4 t / 時 以 上	0.1	1
	2 t / 時 ~ 4 t / 時	1	5
	2 t / 時 未 満	5	10

《廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準》○ばいじん及び焼却灰の処理基準 3ng-TEQ/g

ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

表 5-3 大気基準適用施設

1	鉄鋼業 焼結施設	焼結鉬（銑鉄の製造の用に供するものに限る）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間あたり1t以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼または鍛鉬の製造の用に供するものを除く）であって、変圧器の定格容量が1,000 kVA以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶解炉、溶鉬炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム 合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く）を使用するものに限る）の用に供する溶解炉、焙焼炉及び乾燥炉で、溶解炉においては容量1t以上のもの、焙焼炉及び乾燥炉においては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（炉の床面積をいう。2以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計）が、0.5㎡以上または焼却能力（2以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の届出状況

表 5-4 特定施設事業場届出状況

令和 5 年 3 月 31 日現在

施設種類	廃棄物焼却炉										合計	
焼却能力	2t/時以上～ 4t/時未満		200 kg/時以上～ 2t/時未満		100 kg/時以上～ 200 kg/時未満		50 kg/時以上～ 100 kg/時未満		50 kg/時未満 0.5㎡ 以上			
	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数
	0	0	3	3	1	1	2	2	0	0	6	6

資料：福井県丹南健康福祉センター

ダイオキシン類調査結果

表 5-5 ダイオキシン類調査（水質）

調 査 地 点	服部川（高岡橋）
採取日	令和 5 年 8 月 7 日
採取時	11:15
ダイオキシン類濃度（pg-TEQ/L）	0.047
pH	7.7
SS（mg/L）	1
ダイオキシン環境基準(pg-TEQ/L)	1 以下

表 5-6 ダイオキシン類調査（土壌）

調 査 地 点	北新庄小学校校庭	武生南小学校校庭
採取日	令和 5 年 8 月 7 日	令和 5 年 8 月 7 日
採取時	10:40	9:20
ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g(dry))	0.59	0.16
含水率（%）	23.8	1.9
強熱減量（%）	3.3	3.1
ダイオキシン環境基準(pg-TEQ/g(dry))	1000 以下	1000 以下

ごみ焼却施設からのダイオキシン類濃度（令和 5 年度）

表 5-7 排ガス

単位:ng-TEQ/Nm³

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 1 清掃センター (エコリセンター南越)	42 t /24H×2 基	ストーカ式連続炉 (1 号炉)	0.00052	令和 5 年 4 月 27 日	5
			0.000024	令和 5 年 6 月 1 日	
			0.00004	令和 5 年 8 月 1 日	
			0.00096	令和 5 年 10 月 27 日	
			0.00035	令和 5 年 12 月 4 日	
			0.00043	令和 6 年 2 月 6 日	
		ストーカ式連続炉 (2 号炉)	0.00013	令和 5 年 5 月 9 日	
			0.00047	令和 5 年 7 月 4 日	
			0.000051	令和 5 年 9 月 5 日	
			0.00039	令和 5 年 11 月 1 日	
			0.00059	令和 6 年 1 月 9 日	
			0.00016	令和 6 年 3 月 4 日	

表 5-8 ばいじん

単位:ng-TEQ/g

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 1 清掃センター (エコリセンター南越)	42 t /24H ×2 基	ストーカ式連続炉	0.21	令和 5 年 7 月 3 日	3
			0.1	令和 6 年 1 月 10 日	

表 5-9 焼却灰

単位:ng-TEQ/g

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 1 清掃センター (エコリセンター南越)	42 t /24H×2 基	ストーカ式連続炉 (1 号炉)	0.00011	令和 5 年 7 月 3 日	3
			0.0026	令和 6 年 1 月 9 日	
		ストーカ式連続炉 (2 号炉)	0.0001	令和 5 年 7 月 3 日	
			0.00033	令和 6 年 1 月 9 日	

表 5-10 最終処分場放流水

単位:pg-TEQ/L

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 2 清掃センター 埋立処分地	埋立容量 156,000m ³ 浸出水処理能力 120m ³ /日	サンドイッチ・セル併用 埋立方式〔準好気性埋立〕	0.000030	令和 5 年 10 月 12 日	10

(注) ng :ナノグラムと読む。1 ナノグラムは 10 億分の 1 グラム

TEQ :毒性等量。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価

Nm³ :N はノルマルと読む。0℃・1 気圧の状態の気体の体積